

医政発 0930 第 2 号
令和 4 年 9 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」の一部改正について

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号）が令和 4 年 10 月 1 日付けで改正されることに伴い、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 2 号厚生労働省医政局長通知）を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 2 の 2 柱書中「厚生労働大臣」を「医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の地方厚生（支）局長（以下「地方厚生（支）局長」という。）」に改める。

本文（第 2 の 2 柱書を除く。）及び別紙様式 1 ～ 4 中「厚生労働大臣」を「地方厚生（支）局長」に改める。